三十九　マンガン及びその化合物　別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第六の二に定める方法

四十　（略）

四十一　カルシウム、マグネシウム等（硬度）　別表第四、別表第五、別表第六、別表第六の二、別表第二十又は別表第二十一に定める方法

四十二～五十三　（略）

別表第１

標準寒天培地法

ここで対象とする項目は、一般細菌である。

１　（略）

２　器具及び装置

⑴　（略）

⑵　ペトリ皿

直径約９㎝、高さ1.5～2.0㎝程度のものであって、ガラス製又はプラスチック製で滅菌したもの

⑶　（略）

３～５　（略）

別表第２　（略）

別表第３

フレームレス―原子吸光光度計による一斉分析法

ここで対象とする項目は、カドミウム、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム及びマンガンである。

１　試薬

⑴～⑻　（略）

⑼　金属類標準原液

表１に掲げる方法により調製されたもの

これらの溶液１mlは、それぞれの金属を１㎎含む。

これらの溶液は、冷暗所に保存する。

表１　金属類標準原液（１㎎／ml）

金　属　類	調　　製　　方　　法
（略）	（略）
六価クロム	二クロム酸カリウム2.829ｇ又は硝酸クロム（９水塩）7.696ｇをメスフラスコに採り、少量の精製水で溶かした後、硝酸（１＋160）を加えて１Ｌとしたもの
（略）	（略）

⑽　（略）

２～７　（略）

三十八　マンガン及びその化合物　別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六に定める方法

三十九　（略）

四十　カルシウム、マグネシウム等（硬度）　別表第四、別表第五、別表第六、別表第二十又は別表第二十一に定める方法

四十一～五十二　（略）

別表第１

標準寒天培地法

ここで対象とする項目は、一般細菌である。

１　（略）

２　器具及び装置

⑴　（略）

⑵　ペトリ皿

直径約９㎝、高さ約1.5㎝のものであって、ガラス製又はプラスチック製で滅菌したもの

⑶　（略）

３～５　（略）

別表第２　（略）

別表第３

フレームレス―原子吸光光度計による一斉分析法

ここで対象とする項目は、カドミウム、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム及びマンガンである。

１　試薬

⑴～⑻　（略）

⑼　金属類標準原液

表１に掲げる方法により調製されたもの

これらの溶液１mlは、それぞれの金属を１㎎含む。

これらの溶液は、冷暗所に保存する。

表１　金属類標準原液（１㎎／ml）

金　属　類	調　　製　　方　　法
（略）	（略）
六価クロム	二クロム酸カリウム2.829ｇをメスフラスコに採り、少量の精製水で溶かした後、硝酸（１＋160）を加えて１Ｌとしたもの
（略）	（略）

⑽　（略）

２～７　（略）